

第205回板橋区都市計画審議会

令和8年1月20日（火）

11階第一委員会室

I 出席委員

河島 均	森本 章 倫	宇於崎 勝 也
坂井 文	佐藤 伸 朗	村尾 公 一
田中しゅんすけ	川口 雅 敏	実正 やすゆき
おばた 健太郎	小柳 しげる	小日向 克 昭
中尾 美佐男	高田 修 一	伊崎 宏 明
松本 欣 也	鈴木 清 人	山本 諭
根来 千秋		

II 出席幹事

区 長	副 区 長	都市整備部長
産業経済部長	資源環境部長	まちづくり推進室 長
土木部長		

III 出席課長

都市計画課長	まちづくり調整課 長	土木計画・交通安全課長
政策企画課長	産業振興課長	環境政策課長
公園整備担当課 長	建築指導課長	建築安全課長
住宅政策課長		

IV 議 事

○第205回板橋区都市計画審議会

開会宣言

議 事

<付議> 1 板橋区景観計画の変更について（意見聴取）

資料1

<報告> 1 加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画について

資料2

閉会宣言

V 配付資料

I 事前送付

1. 議事日程
2. 【資料1-1】議案第242号 板橋区景観計画の変更について
(意見聴取)
【資料1-2】議案第242号 板橋区景観計画(変更案)
【資料1-3】議案第242号 板橋区景観計画 新旧対照表
【資料1-4】議案第242号 板橋区景観計画の変更について
(意見聴取)
【資料1-5】議案第242号 位置図
3. 【資料2-1】報告事項1 加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画について
【資料2-2】報告事項1 都市計画原案 東京都市計画公園第8・3・40号加賀史跡公園の変更(板橋区決定)
【資料2-3】報告事項1 都市計画原案 東京都市計画緑地第9号板橋緑地の変更(板橋区決定)
【資料2-4】報告事項1 都市計画法第16条第1項に基づく都市計画原案の縦覧結果と公聴会に代わる説明会の結果

II 机上配付

1. 板橋区都市計画図
2. 板橋区用途地域図
3. 板橋区都市計画審議会委員名簿
4. 板橋区都市計画審議会出席幹事等名簿
5. 座席表

III 閲覧資料

1. 板橋区景観計画

午後1時57分開会

○都市整備部長 皆様、こんにちは。予定より2、3分早いところでございます
が、おそろいのございますので、始めさせていただきます。

本日は御多忙のところ板橋区都市計画審議会に御出席いただきまして、誠に
ありがとうございます。

本日の冒頭の進行役を務めさせていただきます都市整備部長の内池でござい
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、坂本区長から御挨拶を申し上げます。

それでは、坂本区長、よろしくお願いいたします。

○坂本区長 皆様、こんにちは。1月ももう後半になりましたけれども、新年お
めでたうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

また、今日はお忙しい中を板橋区都市計画審議会にお集まりをいただきまし
て、誠にありがとうございます。

皆様には板橋区政各般にわたりまして御指導を賜り、誠にありがとうございます
ます。

本日は、付議案件が1件、報告事項が1件となっております。

議案といたしましては、「板橋区景観計画の変更について」につきましては、
都市計画審議会からの御意見をお聞かせいただきたく存じたいと思っております。

また、「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画について」、御報告を申
し上げたいと思ひます。

本日は、以上2件となっております。よろしく御審議の上、御決定をお願い
いたします。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 ありがとうございます。

恐縮ではございますが、坂本区長は公務の都合がございますので、これで退
席させていただきます。

〔坂本区長退席〕

○都市整備部長 引き続きまして、事務局より連絡がございます。

○都市計画課長 都市計画課長の伊東でございます。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料は、事前に送付させていただいたものと、本日、机上配付させていただいたものと2種類ございます。

事前に配付させていただいたものとしたしましては、議事日程、資料1-1から1-5まで、資料2-1から2-4までとなっております。

そのほかの資料といたしまして、都市計画図、用途地域図、審議会委員名簿、出席幹事等名簿、座席表を本日机上に配付させていただきました。都市計画図、用途地域図は、必要に応じてお持ち帰りいただければと存じます。

また、参考資料といたしまして、板橋区景観計画の冊子を机上に置かせていただいております。こちらは閲覧用となっておりますので、お帰りの際は机上に置いたままでお願いいたします。

お手元の資料を御確認いただき、不足等がございましたら事務局まで御連絡ください。

よろしいでしょうか。お手元にごございますでしょうか。

次に、本審議会の公開について御説明いたします。

本審議会は、本審議会条例施行規則第3条第1項に基づき、公開となっております。

審議内容につきましては、発言委員の氏名、発言内容、本日の資料、議事録及び委員名簿を公開させていただいております。

本日の資料と議事録につきましては、後日図書館等で文書にて公開し、また、ホームページ上でも公開する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、傍聴される方に入場していただきますので、少々お待ちください。

[傍聴者入場]

○都市整備部長 それでは、審議会の進行を会長をお願いいたします。

○議長 皆様、年が改まって、本年最初の審議会でございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから第205回板橋区都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局より出席委員数の報告をお願いいたします。

○都市計画課長 本日は、委員数23名のところ現在の出席委員数は19名でございます。開会に必要な委員の2分の1以上の御出席をいただいております。会議は

有効に成立いたします。

- 議長 次に、本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきたいと存じます。

坂井委員をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第242号 板橋区景観計画の変更について（意見聴取）を議題といたします。

それでは、所管課より付議文の紹介、本件変更案について説明をお願いいたします。

- 都市計画課長 資料1-1、議案第242号を御覧ください。

議案第242号 板橋区景観計画の変更について（意見聴取）を御説明いたします。付議文でございます。

令和8年1月20日付けにて東京都板橋区長坂本健から東京都板橋区都市計画審議会に付議するものです。

「板橋区景観計画の変更について（意見聴取）」

理由 景観形成重点地区候補地区及び景観重要公共施設の追加に伴い、景観計画を一部変更するにあたり、意見を伺うものである。」

それでは、その他の資料の確認をさせていただきます。

資料1-2は、景観計画の変更案でございます。別に机上で配付してございます板橋区景観計画の冊子、こちらの厚いものでございますけれども、このうち追加予定の景観形成重点地区候補地区及び景観重要公共施設に関わる事項を変更するというのが今回の変更案でございます。

その次に資料1-3がございまして、こちらは新旧対照表となっております。

その次に資料1-4がございまして、こちらは板橋区景観計画の変更について（意見聴取）でございます。具体的な変更案の御説明はこちらの資料を中心に御説明いたします。

資料1-5は位置図でございまして、これも後ほど説明の中で御紹介させていただきます。

それでは、板橋区景観計画について御説明いたします。

資料1-4を御覧ください。

板橋区は、“ひと、もの、まち”がバランスよく調和した景観づくりの実現に向けて、平成 23 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体となり、同年 8 月に「板橋区景観計画」を策定し、その運用を開始しております。

都市景観の各種取組の展開を行っておる状況でございまして、先ほど御紹介いたしました板橋区景観計画を作成させていただいておる状況でございます。

こちらの景観計画に位置づけている景観形成重点地区候補地区及び景観重要公共施設の追加指定の検討を重ねておりまして、板橋区景観審議会及び東京都等と協議・調整を行い、ある程度の状況となったため、今回、景観計画を一部変更するものでございます。

項番 1 でございます。「景観計画」についてです。

景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画は、区の景観形成の基本的な方向性を示すとともに、同法に基づく諸制度を活用した施策を示しておりまして、区の景観形成に関する総合的な計画でございます。

項番 2 でございます。「景観形成重点地区」の概要及び変遷」です。

「(1) 一般地域」でございます。

板橋区景観計画において、「一般地域」と「景観形成重点地区」、以降「重点地区」とお呼びさせていただきますが、分けて運用しております。

一般地域は、重点地区を除く区全域を対象としております。景観形成の基本方針に基づく良好な景観の形成を図るため、一定規模以上を届出対象としております。下の図に示しておりますけれども、現状の区全域となります一般地域、オレンジ色をしているところでございますが、板橋区内全域ということでお示しております。あとは、重点地区 5 地区の位置図が記載してございます。

2 ページ目に行かせていただきます。

「(2) 重点地区」でございます。

重点地区は区内でも特に良好な景観の形成を図る必要があるという地区でございまして、景観計画の第 3 章に位置づけられている区全域を対象とする景観形成の基本方針に加えまして、地区の特性を生かした独自の景観形成を定めさせていただいておりまして、建築物等の規模に関係なく、地区にふさわしい届出対象行為や景観形成基準による規制・誘導を図っております。

重点地区は、現在、(2)の項目中四角の枠で囲んだ 5 地区を指定しており

ます。また景観計画で掲げている重点地区候補地区、残る1地区ございまして、「赤塚四・五丁目地区」も追加指定に向けて進めている状況でございます。

項番3です。「候補地区について」、今回、変更部分でございます。

「(1) 候補地区の追加指定」です。

重点地区の追加指定は、「赤塚四・五丁目地区」以降は未定でございます。今後も重点地区の追加指定を継続して、地区の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観審議会及び同部会において重点地区の候補地区の追加の検討を重ね、4地区を選定しております。

この表に記載がございます「(仮称)高島平周辺地区」、「(仮称)旧中山道地区」、「(仮称)城北中央公園周辺地区と石神井川軸地区」、「(仮称)板橋崖線軸東地区」、以上4点の地区を選定いたしました。なお、表には記載が済んでいる候補地区の表と同様の項目で新たに4地区の指定される要素を記載してあります。つきましては、この4地区を重点地区の候補地区といたしまして景観計画に追加することといたしまして、一部変更するものでございます。

なお、4地区の位置、区域でございますけれども、今度は資料1-5を御覧ください。A3で1枚となっておりますけれども、赤の点線で書いてございまして、4地区でございます。この点線の範囲はあくまでも想定の位置でございまして、少し大きめに示してございます。実際に重点地区指定の検討に入った段階で、区域の設定を併せて検討していく予定でございます。

「(2) 次期候補地区の選定の経過」でございます。これはまた先ほどの資料1-4に戻って御説明します。

記載のとおりでございますが、令和5年8月の第19回景観審議会において4地区の選定・承認、令和6年10月第21回景観審議会において景観計画の変更案が承認されております。

以上で、「景観形成重点地区候補地区について」説明を終了いたします。

続きまして、「景観重要公共施設について」御説明いたします。

引き続き、資料1-4の3ページ目を御覧ください。

項番4でございます。

「(1) 景観重要公共施設」でございます。

区では、景観計画策定時に、まちの魅力を高める核となる公共施設として

「景観重要公共施設」に指定しております。地域の景観形成を進める上で重要な要素となり、まちの魅力を高める核となる公共施設を、景観法第8条第2項第4号口に基づく「景観重要公共施設」として、景観計画の第7章に記載してございます。

現在、12施設ございまして、これは表のとおりでございます。効果的に良好な景観形成を進めております。

表の下に位置図がございまして。

(2)でございます。「景観重要公共施設の制度の活用について」でございます。

景観計画に記載の景観重要公共施設の指定方針により、景観計画区域内の道路、河川、公園等、地域の景観形成を進める上で重要な要素となる公共施設は、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことで、効果的に良好な景観を形成することが可能と考えております。そのため、今後も景観重要公共施設の制度を積極的に活用することで、区の景観形成を先導的に進める公共施設として景観特性に配慮した整備を誘導する形となります。

4ページ目に参りまして、「(3)景観重要公共施設の追加指定について(今回変更部分)」でございます。

現在、景観計画を策定してから約15年が経過しておりますけれども、景観重要公共施設の追加指定は過去一度、加賀一・二丁目地区のけやき通りのみでございまして。

そこで、今回、地域のシンボリックな存在として区民に広く親しまれている公共施設といたしまして、「蓮根歩道橋」を景観重要公共施設として追加指定することとし、景観計画を一部変更するものでございます。

「蓮根歩道橋の概要」でございますけれども、1977年に高島平一丁目に建造された歩道橋で、東京都が管理しております。こちらの歩道橋は大野美代子さんというデザイナーが携わっておりまして、土木学会で橋梁及びそれに類する構造物で特色を有する優れた作品を対象としております田中賞作品部門を1977年に受賞しております。また、横浜ベイブリッジのデザインもされておりまして、同賞を受賞しております。

その他候補理由といたしましては、田中賞の受賞歴に加えまして、板橋区景

観賞という表彰制度において、第2回表彰物件に公募した際に区民の方から推薦もありまして、指定方針の一つである地域のシンボリックな存在として、また、この施設は橋上にベンチなども設置されておりまして、区民に広く親しまれているものに当たるものとして考えております。

表の下の位置図、写真が小さくて分かりづらいかもしれませんが、航空写真や現況図を見ていただくと分かるように、東京都都市計画街路補助第201号線と第204号線の交差点上にかかる歩道橋でございまして、3方向の歩道へ短い距離で往来できるよう機能的なトライアングル上の平面構成で、中央部が円形で開いている特徴的なデザインでございまして。

「(4) 景観重要公共施設の追加指定の経過」についてでございます。

これまで景観審議会では、景観重要公共施設の追加の検討を行い、第22回景観審議会におきまして承認をいただいております。

それまでの経緯は記載のとおりでございまして、指定候補の公共施設管理者との協議、管理者から指定への理解を得まして、令和7年3月に管理者の同意を取得しております。

以上で、「景観重要公共施設について」説明を終了いたします。

最後に、項番5でございまして、「今後のスケジュール」です。

景観形成重点地区次期候補地区及び景観重要公共施設の追加指定に伴う景観計画の一部変更のスケジュールについて御説明します。

本日は、本都市計画審議会にて、板橋区景観計画の変更について、景観法に基づく意見聴取として付議を行っております。

景観法に基づく手続といたしましては、本日の都市計画審議会にて意見聴取として答申を得た後、令和8年度開催予定の第25回景観審議会への諮問・答申を進める予定でございまして。その後、景観計画の変更に関わる区長決定に向けて手続を行いまして、令和8年度に資料1-2の板橋区景観計画の変更の決定をさせていただく予定でございまして。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明にもありましたが、本議案につきましては、通常の都市計画決定の議案とは異なり、景観行政団体が景観計画を決定したり、あるいは変更

したりしようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないと景観法第9条に定められていることに基づきまして、今回、都市計画審議会に付議されているものです。

都市計画の観点からこのようなことについて意見を述べるべきだということがあれば、そのような御提案をいただきたく存じます。

特にそのような御意見がない場合は、本件変更案に異議がない旨、区長にお返ししていきたいと考えております。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

どうぞ。小柳委員。

○小柳委員 よろしく申し上げます。

今回、新しく指定される4つの地区ですが、その指定される理由について詳細をお願いします。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 資料1-4の2ページ目に、候補として高島平周辺地区から書いてございます。

まず、高島平周辺地区に関しましては、元々良好な住宅地域がございまして、これからまちづくりのほうも進んでくる状況がございまして、それらとの相乗効果もあり、両方しっかり高島平全体を考えていかないといけない面があることがございまして、こちらの地区を候補として挙げさせていただいているところでございます。

その次に旧中山道地区では、南側の地域で板橋宿不動通り地区が既に地区指定されている状況でございまして。

この先には石神井川もございまして、両方合わせて石神井川まで続くような流れを形成していくことが景観上よろしいのではないかとということもございまして、こちらも候補として挙げさせていただいている理由です。

城北中央公園周辺地区及び石神井川軸地区では、城北中央公園も整備が進んでおる状況でございまして。石神井川も、もう少し東側は既に地区指定されており、その地区とのつながりを、今後、考えていくべきであるため、こちらの地区を候補として挙げさせていただいております。

また、板橋崖線軸東地区では、こちらも既存の板橋崖線軸地区が当初から指定されておりますが、こちらの東側がまだこれからであり、既存の地区との一体感ということも含めまして、候補として挙げさせていただいている状況でございます。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 先ほどの石神井川のところなのですけれども、弥生町の辺りから城北中央公園まで延びてくるということですが、この辺りは今まで指定されたところとちょっと性格が違う街並みだと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 委員御指摘のとおり、既存の地区では河川の側に遊歩道等がございまして、桜が植わっている状況があって、景観上良い空間でございまして、その先、今回、地区指定の候補のところに関しましては、住宅街ですとか、そのような遊歩道等がなく、樹木も一部しか植わっていない状況です。

そのような差があるのですけれども、今後、建物等の建替えの際には、少しでもそれが連続できるような空間が城北中央公園までつながるようなことができるのではないかと、踏まえまして、地区の違いは認識してございまして、候補として挙げさせていただいた状況でございます。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 重点地区に指定されると、建物を建てたりするときに住民のほうに制約が増えることがあるかと思えます。そういったことがあることを考えると、地域の住民の意見というのはどうやって聞いていって、それを反映させていくのか、伺いたいと思えます。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今、赤塚四・五丁目地区のほうで新たな重点地区の指定に向けて地区に入らせていただいて、まず、景観というのはどういうものかというところから入らせていただいて、いろいろな勉強会とか検討を進めながら、もう3年ぐらい経っておるところです。しっかり地区の中で御説明を差し上げながら、御理解も深めていただきながら、その中でその地区に合った景観を整理しながら地区指定していく流れの中で、いろいろな色の規制とか、場合によって

は建物配置の規制等は地域によって様々なのですが、その地域に合った景観重点地区の基準を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長 いいですか。

小柳委員。

○小柳委員 そうすると、住民のほうの意思というのを反映させるのはどこの場面になるのかなというのを伺いたいのですけれども。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 住民の方にもしっかりと、ニュースを配らせていただいたり、いろいろな御意見をいろいろな形でいただきながら、地域の皆さんの意向も踏まえながら決めさせていただくような流れは、時間をかけて行わせていただいております。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 最後になりますけれども、最終的にどれぐらいの時間が指定までにかかるのかなということを伺いたいと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今、赤塚四・五丁目の地区をお話しさせていただきましたけれども、赤塚四・五丁目地区に関しましても、大体4年程度かかるような流れで進めさせていただいております。今後の地区に関しましても、あまり長く時間をかけることが本当に良いのかどうかはありますが、しっかり地区にも入りながら、これは他の地区に関しましても、優先順位をつけながら、時間もある程度かけながら、丁寧に周知をして、御理解を深めた上で地区の指定をしていきたいと考えております。

○議長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。

はい、宇於崎委員。

○宇於崎委員 宇於崎です。

資料の読み方を教えてほしいのですが、資料1-2の最後のページですね。景観重要公共施設の歩道橋の話を読んでいるのですけれども、この「整備に関する事項」のところの第二センテンスのところに、「歩道橋の整備・維持管理にあたっては」と書いてあるのですけれども、これは東京都の施設だと思うのですが、板橋区も整備・維持管理に当たって何かできるというふうに読んでよろしいので

しょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 基本的には東京都のほうの維持・管理というところになっておりますので、東京都のほうにお願いしていくような形であります。

○宇於崎委員 分かりました。

そうすると、この文章というのは、東京都が維持・管理をするけれども、その周辺も含めて景観として配慮して、板橋区ができるところを整備していきま
すよというふうに読めばいいというふうに理解すればよろしいですか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今の御意見のとおりでございます。

○宇於崎委員 ちょっと読みにくい文章かなと思いますので、区民の皆さんに分
かりやすい表現にしていきたいです。

以上です。

○議長 ほかにはいかがですか。

おばた委員。

○おばた委員 ありがとうございます。

変更点についてなのですけれども、資料でいうと1-3になりますか。新旧
対照表です。

一見すると、変更というとか賀一・二丁目ですとか常盤台とかがなくなるわ
けではなくて、新たに景観重点地区が増えるよという意味合いなのかなと思う
のですけれども、これは「追加」と書いてあって、新旧対照表を見ると、右側
の旧のところでこれはなくなっているわけですね。新たに左で新になりますよ
という書き方なんです。

これは追加という意味合いなのかなというふうに思いますので、そういった
ニュアンスがあったほうがいいかなということと、板橋区景観計画の後段にな
りますと、重点地区でこういった規制がありますよというような細かい規制が
あるのですけれども、例えばですけれども、例えば、なぜこの加賀一・二丁目
地区というのが重点地区に指定されていますかというのは、地域のまちづくり
の機運が高いとか、まちづくり協議会の活動があるとか、そういった部分のな
ぜなのかということは、冒頭のこの一覧のところに記載があるのかなと思いま

すので、これは残したらどうかなという御提案なんです。

要するに、これまで指定しているのはこういった理由で景観指定がされていますと。新しいものについては、こういった理由で追加をしますということのほうが全体として分かりやすいのかなというふうに思いましたが、いかがかというのが1点。

あと、この景観計画は今の新しく提案される地区も踏まえて新たに発行がされるのかどうなのか。この本ですね。リプレイスされるのかという、以上、2点、お伺いをいたします。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今、御指摘いただいた資料1-3、新旧の表でございまして、こちらは候補地区としてどうかというところの削除というところがありまして、候補ではなく、これらの地区は候補は終わって重点地区のページに記載させていただくような修正の仕方をしております。

資料1-2、景観計画の冊子で行きますと、2-7のページに、地区が指定されたら移るような流れで、候補からは外れたという表現をさせていただいております。

もう1点御指摘いただいている、いろいろな経緯等をしっかり書いたほうがいいのではないかという御意見の中では、今回、一部追加するような冊子の書き方になりますので、2-7のページにそれぞれの地区の概要を書かせていただいているので、そこに可能な範囲で記載させていただきましますし、また、今後大きく変える際にはその辺を考慮していきたいと思っております。

冊子につきましては、追補版を作る予定でございまして。

○議長 おばた委員。

○おばた委員 分かりました。ありがとうございます。

この備考の加賀まちづくり協議会の活動とか、ときわ台しゃれ街協議会の活動とか、そういったこともどこかに記載をいただけたらいいかなということで、ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

実正委員。

○実正委員 ありがとうございます。

いただいた資料1-5を見ておりますけれども、これまで板橋区景観審議会
で協議されたお話ということなので、確認だけさせていただきたいと思っ
ているのですけれど。

今回、重点地区の候補地区に選定されたこの区域の詳細についてはこれから
協議で定まってくると、先ほど御説明があったかなというふうに思いますが
ども、今回選定されました高島平周辺地区と板橋崖線軸東地区、これは範囲が
両方の地区に重なる部分があるかなというふうに思っております。また、板橋
崖線軸東地区は既に重点地区に指定されている崖線軸地区とも重なる地域があ
るのかなというふうに思っております。

この重なっているところというのは、今後、協議をされていく中でどちらか
1つのみになるのか、重なりが消えるのかというですね。もし、今後、協議の
中でも重なっていくというふうになるのであれば、この重なっているというの
は、どのような考え方で重なっているのか。また、もし、今後、重なっていく
のであれば、重点地区に指定された際に、それぞれの地区で定められた方針で
すとか、行為の制限というのはどのように考えていくべきなのかというのを
お答えいただきたいと思っております。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 現在のところはこの赤の点線の囲いでもございまして、これは順
番や範囲というのはまだ不明確な状況で記載をさせていただいているのですけ
れども、実際、検討の地区をしっかりと決めていく際には、最終的には重なるこ
とがないように進めていきたいと考えております。

○実正委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1点だけ確認。

先ほどの歩道橋のほうなのですけれども、東京都の所有物であるというお話
がありましたけれども、今後、東京都のほうで改築ですとか歩道橋の仕様変更、
そういったことがあった場合に、景観重要公共施設に指定をしている区として、
その内容について発言権がどのようになっていくのかですとか、指定している
からこそ、何か東京都に対してのお話ができるのかとか、そういったことを教
えていただきたいのですが。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 実際、今回、指定されますと、今後もし改修等で変更するようなことがございましたら、届出を出していただくことが必要になります。その中でしっかり協議をしながら区としては対応していくということを考えております。

○実正委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにいかがでしょう。

山本委員。

○山本委員 第四建設事務所長の山本と申します。

先ほど来東京都の管理というお話が出ておりまして、まさしく私どもが歩道橋も河川も管理をしている主体として一言申し上げます。

景観の理念については特段申し上げるところはないのですけれども、都市インフラとしての機能ということと景観形成というところの両立というものは必要になってくるでしょうし、当然、こういった形で景観計画が定められている以上、できることはやるというのが東京都のスタンス。

ただ、治水安全を度外視してまでというところは、多分、ないと思います。その辺はよく協議をさせていただきながら進めていくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかにいかがですか。

それでは、特に御質問、御意見等ないようですので、ただいま委員の皆様から出されました御意見等をお聞きいたしますと、この変更案自体について意見を付して区長にお返しすべきというような御意見はなかったように思われます。

委員の皆様から出された意見、あるいは要望事項につきましては、所管部署と事務局で十分に検討していただくこととしまして、今回付議されている変更案については、都市計画審議会として案のとおりで特に異議はないということではよろしいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 特に御異議がないようですので、異議なしと認めます。

それでは、当審議会は本件変更案に異議がない旨、区長にお返しすることと

いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項 1、「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画について」、所管課より説明をお願いいたします。

○公園整備担当課長 土木部の公園整備担当課長の志村でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

本日は、加賀史跡公園及び板橋緑地に関する都市計画変更原案について報告させていただきます。

本件は、2件の都市計画変更が密接に関係しておりますので、同時に扱わせていただきたいと思います。

資料 2-1 をベースにして説明させていただきますので、御覧になってください。

今回の都市計画変更原案につきましては、加賀史跡公園の範囲を決定したいということと、それに重複する既存の板橋緑地の部分を区域変更するとともに、都市計画施設ごとの施設目的を明確にしていくというものでございます。

資料 2-1 をベースに説明させていただきます。

初めに、加賀史跡公園でございます。

変更の目的でございますが、今回の本計画地は明治 9 年に陸軍板橋火薬製造所が設置され、以後、理工系研究機関として機能した区の産業発展の基盤となった歴史的遺構であり、平成 29 年に陸軍板橋火薬製造所跡として国の史跡に指定されております。

区では、「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定し、歴史的資源を大切にしながら、既存の区立加賀公園に加え、国指定の史跡範囲、約 1.2 ヘクタールなのですけれども、を加賀史跡公園として都市計画上に組み込むことで板橋ブランドとなる公園整備を推し進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、加賀史跡公園の概要及び都市計画原案の主な内容でございます。

資料 2-1 に加えて、資料 2-2 も併せて御覧になってください。

資料 2-2 の 1 ページ目には都市計画の内容が書かれております。

種類名称としては、東京都市計画公園第 8・3・40 号加賀史跡公園。位置は、加賀一丁目地内。面積は約 1.2 ヘクタールでございます。

位置の詳細につきましては、続いての資料2-2の2ページ目と3ページ目に書かれております。大きい資料を開いていただく形になるのですが、用途地域図の中で示させていただいておりますが、こちらの位置については、板橋区全体としての南東側に位置するところで、北区との区境のところにある場所でございます。

あわせて、資料2-1に戻っていただければと思います。

資料2-1の中段のところに位置を示した図が書かれております。今回、加賀史跡公園として指定する範囲は緑色で囲われた部分でございます。

緑色の囲われた中には、紫色の点線で示された範囲もございます。これは板橋緑地の範囲であって、ここが重複している部分でございますので、後ほど説明させていただきます板橋緑地の都市計画変更で重複部分を削除するという形になります。

なお、この図の中のピンク色で塗られた部分が、今回、新規に都市計画区域に入るものでございますけれども、こちらは南側に、下側に入っているピンク色の部分が旧野口研究所跡地というところで、北側が旧理化学研究所跡地の部分になり、将来、既存の加賀公園の部分と合わせて史跡公園として一体整備をする予定となっております。

これが加賀史跡公園の概要でございます。

続きまして、項番2の「板橋緑地に関する都市計画変更について」を、説明させていただきます。

変更の目的でございます。

板橋緑地は、区内有数の桜の名所であり、河川、公園等と連続的な緑空間として魅力的な景観を形成しており、緑豊かな中を散歩やウォーキングで利用するなど、地域住民の快適で質の高い生活環境の創出や都市の魅力向上に寄与しております。

加賀地区に所在する区立加賀公園と緑道の一部が本案で追加される加賀史跡公園と空間が重複しておりますので、今回の都市計画変更により板橋緑地の重複部分を除外させていただきます。

また、重複削除に伴う0.53ヘクタールの減、削除に加えて、過去の面積の誤差、錯誤というところで1.06ヘクタールを是正し、正確な面積に修正するとい

うような内容でございます。

先ほど説明させていただいた新たに追加する加賀史跡公園ですけれども、既存の板橋緑地に追加するという判断もあるのではないかと思います。

我々としたしましては、板橋緑地は、都市における良好な環境を保全し、快適な都市計画を支えるための緑地としての機能を有しているものであって、加賀史跡公園は、緑地の機能以上に、休息、鑑賞、文化活動やレクリエーション及び史跡の保全や活用と、歴史文化の継承を目的とする都市計画施設上は特殊公園という機能としてさらなる利用促進を図っていきたいと考えておりまして、2つの都市計画施設を別々の都市計画施設として位置づけていきたいと考えているものでございます。

詳細に移らせていただきます。資料2-3も併せて御覧になってください。

資料2-3の1ページ目には、都市計画の内容が書かれております。

種類、名称としては、東京都市計画緑地第9号板橋緑地。位置は加賀一丁目内ほか板橋区の南部にまたがっている部分でございます。

こちらですが、資料の3ページ目を御覧になってください。また開いていただく形になるのですけれども、板橋緑地というところは、今回の加賀史跡公園のある加賀の地域だけではなくて、石神井川沿いに続いている緑地で点在している部分でございます。城北中央公園などがある側の石神井川沿いだったりとか、今回、指定されるような加賀の辺りがまたがって指定されている区域になります。

また、今回の変更で、住所の部分が昔の住所名になっているところもございますので、現在の住所名に変更するような形も取らせていただきたいと考えております。

その詳細につきましては、資料2-3の変更概要、2ページ目のところに書かせていただいているところでございます。

恐れ入ります。資料2-1に戻っていただければと思います。

資料2-1の2ページ目の真ん中辺りに「板橋緑地の概要」というところが書いてありますが、図のところに、「②削除区域」と黄色くハッチングされてドットになっている部分があるのですけれども、こちらが1ページ目の、今回、加賀史跡公園というところで指定する部分が重複する部分でございますので、

こちらを削除するというような都市計画変更でございます。

資料2-1の項番3のところでは、加賀史跡公園のこれまでの経緯が書かれております。こちらは資料を御覧になっていただければと思います。

続いて、資料2-1の項番4に「都市計画原案の縦覧等結果」というふうに書かれております。こちらは、資料2-4を御覧になってください。「都市計画法第16条第1項に基づく都市計画原案の縦覧結果と公聴会に代わる説明会の結果」ということで、こちらの資料に基づいて報告させていただきます。

「対象となる都市計画」につきましては、今、説明させていただいた加賀史跡公園と板橋緑地でございます。

「公告日」は、令和7年10月1日。

「縦覧期間」は、10月1日から同年10月15日までの2週間行いました。

「縦覧方法」としては、区役所等の窓口で書面を据え付けるということで、当課、土木部みどり公園課に書面を貼りました。また、板橋区の公式ホームページにインターネットということで表示させていただきまして、ホームページを開設して縦覧させていただきました。

項番5、「縦覧者数」でございます。窓口で縦覧しに来ていただいた方は1名、ホームページを見ていただいた方は延べ16名でございました。

項番6、「公聴会に代わる説明会について」は、令和7年10月23日の木曜日、夜の6時から8時までで、植村記念加賀スポーツセンターの第1会議室で行いました。出席者は4名でございました。

裏面を御覧ください。

「質問意見」ということで、今回の都市計画変更について特段の異議等はありませんでしたが、質問という形、また、意見ということで2つございました。

1つ目が、今回の都市計画変更は都市計画緑地が都市計画公園に変更されるだけなのかというような質問でございます。区の考えとしては、そのとおりでございます。先ほど申し上げたとおり、今回、加賀史跡公園の部分を明確にしたいというところと、それに伴って重複する板橋緑地を削除するという形で、目的を明確化するということで変更させていただいております。

2つ目の質問として、あまりにも板橋緑地の錯誤面積が大きいのではないか

という質問でございます。こちらにつきましては、板橋緑地は昭和 32 年度に都市計画決定をしておりますけれども、区域に関しては昭和初期に決められたものでありまして、その当時の測量技術が未発達だったことが推察され、今回、GISに基づいて面積を測ったことによって錯誤が出ているというような状況でございます。

最後、資料 2-1 にまた戻っていただければと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、今回の都市計画に関するスケジュールでございます。

令和 8 年 4 月に都市計画（案）の公告・縦覧、意見書の募集をさせていただきます。本年 9 月に再度都市計画審議会に付議させていただきます。同年 10 月に都市計画の決定・告示を行って、12 月に事業認可を目指している事業でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお受けいたします。

御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村尾委員。

○村尾委員 この面積の件なのですけれども、当時の測量技術が云々って、これはきちっと調べた上で言っているのですかね。

常識的には、民地の面積を課税逃れのために少なく申告するために公共用地が広くなるとか、そういう現象があるはずなのですよね。もし、技術の話を行うなら、きちっと調べていった結果なのかどうかを教えてください。

○議長 公園整備担当課長。

○公園整備担当課長 技術の結果という形でここでは述べさせていただいていますが、当時、測量をどのようにやったかというところまで調べて、今回、報告させていただいているようなところではございませんので、この面積の件につきましてはもう少し精査させていただければと思います。

○議長 村尾委員。

○村尾委員 正式な区としての見解なので、きちっとここら辺は、技術的にどうだったのか分からなければ、錯誤だとは思われるけれども、基本的な原因は不

明ですとか、古い資料がないので分かりませんか、正直に書くべきじゃないですかね。何か推測で当時の測量技術が不備だったからって、それはある意味フェイクですよ。よろしくお願いします。

○公園整備担当課長 説明の仕方については、再度検討させていただきたいと思います。

○議長 ほかにはいかがですか。

小柳委員。

○小柳委員 先ほど、公園と緑地の概念といいますか、機能の違いについてお話しいただきましたけれども、公園と緑地の中で、それぞれ土地に課せられる制約というものは変わってくるのでしょうか。

○議長 担当課長。

○公園整備担当課長 今回、都市計画緑地と都市計画公園という形で都市計画施設それぞれ目的を違う形で指定させていただいておりますけれども、特段の制約というものはございません。

○議長 ほかにはいかがですか。

宇於崎委員。

○宇於崎委員 宇於崎です。すみません。

都市計画変更についてはよろしいかと思うのですが、この加賀史跡公園が整備されるというのは、多分、国の史跡の指定を受けたというのがかなり大きな理由だったような気がするのですが、これから板橋区として、指定を受けている公園の部分に何か事業展開をしていく、つまり、お金を突っ込んで何かやっていくというようなことまで計画しているのかどうかだけ確認させてください。

○議長 担当課長。

○公園整備担当課長 今回、史跡に指定されているところもございしますので、どういう史跡公園にしていくかというデザインの検討だったりとか、整備内容を例えばゾーニングだったりとかそういったところを検討を進めているところでございます。

説明を省いてしまったのですが、今後の予定としましては、今年度デザイン計画というものを行っておりまして、来年度から基本設計を進めていきます。具体的な整備については、令和10年度頃から工事を行って、11年度には工事を

完了させていきたいと考えているところでございます。

○宇於崎委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ほかにはいかがですか。

特にはないようですね。

では、本件につきまして、区に対しましては、本日、お伺いした御意見について、十分今後も検討していただきながらさらに計画案を詰めていただくようお願いしまして、本件は本日報告を承ったということにしたいと思えます。

○公園整備担当課長 すみません。恐れ入ります。先ほど小柳委員から御質問をいただいて、私の言葉が足らずだった部分があるので、補足させていただきますもよろしいでしょうか。

○議長 はい、どうぞ。

○公園整備担当課長 先ほど都市計画緑地と都市計画公園で制約の違いはあるのかということで、私からは制約はないというような言い方をしてしまったのですけれども、制約はございます。制約の具体的な違いはないという意味合いでの説明でございました。失礼いたしました。

○議長 いいですかね。

小柳委員。

○小柳委員 どのような制約が入るのかということをお話しいただければと思います。

○議長 担当課長。

○公園整備担当課長 具体的な制約の内容でございませうか。

具体的な制約は都市計画法上に規定されているところで、例えば、建築の制約だったりとか、今後、建て替えるときに規制が入るとか、そういった制約はあるのですけれども、都市計画緑地だからこういう内容、都市計画公園だからこういう内容という違いというものはないという説明でございませう。

○議長 よろしいですかね。

それでは、そういうことで本日報告を承ったということにしたいと思えます。

以上をもちまして、第 205 回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。

午後 2 時 57 分閉会